

【大学院生】

「立命館大学大学院家計急変学費減免」の募集要項の補足説明について

募集要項の以下内容について、補足説明いたします。確認のうえ出願してください。

【募集要項 2 ページ】

2. 出願資格

(2)

④災害により生計維持者の居住する家屋が被害を受けた

災害による生計維持者の居住家屋の「全壊」「半壊（大規模半壊）」「全焼」「半焼」「床上浸水」の被害

出願資格にある災害による家屋の被害について、出願資格の対象となる被害は、以下のとおりです。被害の程度については、提出された罹災証明書により確認します。

*被害の程度が半壊以上の場合、出願の対象となります（以下<参考>参照）。

*水害の場合、床上浸水も出願の対象ですが、床上浸水であっても準半壊以下の場合は対象外となります（床下浸水も対象外）。

<参考>

住家の被害の程度と住家の被害認定基準（令和3年3月 内閣府被害認定基準運用指針）

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
※ 損害基準判定	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
	← 出願資格の対象となる被害の程度(半壊以上)				出願資格の対象外	

※損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合